

議長 様

新型コロナウイルス感染症に係る被保険者資格証明書の 取り扱いに関する請願書

紹介議員

【請願趣旨】

2月28日に厚労省は、「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについて」の通知を発出しました。

この通知により、国民健康保険被保険者資格証明書を交付されている人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり、帰国者・接触者外来を設置する保険医療機関を受診したり、帰国者・接触者外来において交付された処方せんに基づき保険薬局より療養の給付を受ける場合は、資格証明書を提示することで保険証を提示したときと同じ窓口負担割合で受診することができることとなりました。

とりわけ、資格証明書を交付されている国民健康保険の被保険者は、これまでも、経済的な理由などから、我慢の限界まで受診を控え、必要な医療が直ちに受けることができない方が少なくありません。上記、厚労省の通知を直接、資格証明書世帯の方々にお伝えすることが緊急に必要です。通知の内容が、必要な該当者に伝わらなければ、引き続き受診を控える事態が容易に想定され、厚労省の通知が生かされません。さらには、受診控えによる更なる感染拡大も懸念されます。

2009年新型インフルエンザ流行時の資格証明書交付世帯への自治体の対応では、2009年5月18日の厚生労働省の通知を受け、大阪府堺市、東京都町田市、北海道苫小牧市、青森県青森市、千葉県柏市などで資格証明書交付世帯に対し、短期保険証を交付した実績があります。また、今回の厚労省通達を受けて名古屋市では資格証明書交付世帯に対し、短期保険証を交付する決定をしています。この経験を活かし、感染拡大を防止する観点からも早急に以下の項目を請願します。

【請願事項】

必要な医療を直ちに受けることができない状況にある資格証明書世帯に対し、行政の責任で今回の取り扱いを直接説明するとともに、直ちに短期保険証を交付・郵送し、新型コロナウイルス感染が疑われる症状が出た場合に、帰国者・接触者外来への受診を控えることがないようにしてください。

2020(令和2年)年4月 日

住 所
団 体 名
代 表 者

印